消火器を設置するにあたって

1

消火器を 設置します。 標識も忘れずに!

最寄りの販売店等でご購入ください。

2

消火器を設置後、6カ月ごとに 点検し、1年に1回管轄の消防署へ 点検結果報告書を提出します。

※消火器設置義務対象施設においては、 点検及び消防署への報告が必要になります。







どなたでもご自分で点検することができます!

蓄圧式消火器 製造年から 年まで 外観のみの点検 加圧式消火器 製造年から 年まで 外観のみの点検



蓄圧式には 指示圧力計が 付いています。



点検については下記のQRコードをご利用ください。

点検報告支援 パンフレット



消火器点検 アプリ



報告書はお近くの消防署にご連絡いただくか 下記よりダウンロードしてご利用ください。

 $http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/pdf/tenkenhyou.pdf$

各届出に係るお問い合わせについては、 お近くの消防署までご連絡ください。



お問い合わせ先

三原市消防本部 予防課

三原市宮浦一丁目 22 番 2 号

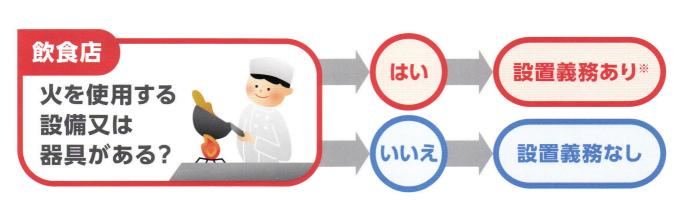
TEL: (0848)64-5927 FAX: (0848)64-5911

一般財団法人 日本消防設備安全センター 違反是正支援センター

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館



火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。



※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置(火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における 被害を軽減する安全機能を有する装置(例:圧力感知安全装置)
- 〇 調理油過熱 防止装置
- × 立ち消え防止 安全装置



ガスコンロ